

2文科科第490号  
令和3年1月21日

総合科学技術・イノベーション会議  
議長 菅 義偉 殿

文部科学大臣 萩生田 光一

国立研究開発法人物質・材料研究機構が達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）の変更について（諮問）

標記について、別添のとおり変更することとしたいので、特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成28年法律第43号）第5条第2項において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の4第3項の規定に基づき、総合科学技術・イノベーション会議の意見を求める。